

## 琴浦町自動体外式除細動器リース業務仕様書

### 1 業務名

琴浦町自動体外式除細動器リース業務

### 2 リース物品

自動体外式除細動器（以下「AED」）

バッテリーパック

使い捨て除細動パッド（成人・小児共通）

AED用キャリングバック

AED設置シール

### 3 数量

46セット

### 4 リース期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日

### 5 納入期限

令和2年7月31日

### 6 仕様

- (1) AED本体及び使用する除細動パッドは、医療機器として医薬品医療機器等法の承認を得ていること。
- (2) 日本版救急蘇生法ガイドライン2015に対応する機器であること。
- (3) 被医療従事者の使用が認められているものであり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (4) AED本体及び付属品とも新品であること。
- (5) 出力エネルギーは二相性であり、成人モードで200J以下、小児モードで90J以下であること。
- (6) 除細動パッドはAED本体に接続して保管でき、様々な体型や体位に対応可能な2枚に分かれたパッドであること。
- (7) パッドは小児・成人兼用であること
- (8) 成人モードと小児モードを本体のスイッチによる切り替えにより、電源をオフにすることなく使用可能であること。

- (9) 自己診断機能（セルフテスト機能）を有し、AED本体（内部回路・ソフト・ショックボタンを含む）、バッテリー残量、除細動パッド（期限・導通を含む）の診断を毎日実施すること。
- (10) エネルギー充電、スピーカー、心電図入力回路の診断を月1回実施すること。
- (11) セルフテストで異常が発見された場合は、アラーム音と表示で警告するものであること。
- (12) リモート監視システムを有し、AEDが常に正常に作動するように、バッテリー残量、電極パッドの使用期限を含めセルフテストの結果の監視を毎日実施すること。また、その結果をインターネットのWEB機能で確認できること。
- (13) リモート監視システムにより不具合が発見された場合は、機器設置管理者へメールなどで通知する機能を有すること。また、不具合の解消（使用期限切れ消耗品の交換等）の際は、手入力することなく情報が更新されること。
- (14) AED本体の外装保護規格（防塵・防水機能）は、IP55以上であること。
- (15) AEDの動作待機時の温度条件は、 $-5^{\circ}\text{C}$ から $50^{\circ}\text{C}$ であり、AED本体と接続して保管する除細動パッドの温度条件もこれに準ずるものであること。
- (16) AEDの故障については、製造メーカーが一次対応すること。
- (17) AEDの定期交換消耗品（バッテリー、電極パッド）及びAED使用後の消耗品は、追加料金なく納入業者が設置場所へ訪問し交換すること。

## 7 設置場所

別紙のとおり

## 8 機器の設置

AED本体等設置にかかる費用は受注者の負担とし、納入期限までに仕様書に記載されたすべての物品等を納入し使用できる状態とすること。

## 9 機器の撤去

受注者は、AEDのリース計画期間満了までに撤去計画を発注者に提出し、発注者と協議したうえで撤去するものとする。この場合の撤去費用は、受注者負担とする。

契約期間中において、発注者から撤去要請の依頼を受けたときは、受注者は速やかに撤去するものとし、この場合の撤去費用は受注者が負担すること。

## 10 支払方法

支払いは、毎月行うものとし、月末にリース料を発注者へ請求すること。

## 11 保証等

- (1) 保証期間は、納入日から契約満了日までとし、保証期間中における故障、破損等（発注者又は

設置施設管理者の過失、天災は除く)による機械器具の交換、修理等は、追加料金なく受注者が実施すること。

## 1.2 損害賠償

- (1) 受注者は、設置したAED等機械器具に対して動産総合保険に加入または同等以上の保証があるものとする。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者は損害の程度に応じ当該機器等の修繕、代替え品等の設置を行うこと。この場合の費用は、動産総合保険の保険金で充当するものとするが、保険で対応できない費用がある場合は、受注者、発注者で協議のうえ、発注者に請求できるものとする。
- (3) 発注者、受注者双方の責めに帰することができない事由により、当該機器等に損害が生じた場合における修繕等の費用負担は、動産保険の取扱いも含め双方協議のうえ決定すること。

## 1.3 その他

- (1) 受注者は、高度管理医療機器等賃借業の許可を得ていること。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、受注者、発注者が協議し決定すること。
- (3) 機器の保守管理契約が別途必要な場合については、その料金をリース料に含めること。
- (4) 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とするが、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約の変更又は解除することがある。
- (5) 参考品以外の同等品以上の機器で入札を行う場合は、入札日2日前までに、その使用等を提出し、同等品以上であることの確認を受けること。

## 1.4 参考品

日本光電工業株式会社     AED-3100